

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA)
第2回評議員会 議事録

1. 日 時 2018年9月7日(金) 開会 午後3時
閉会 午後4時

2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
経団連会館 5階 505号室

3. 出席者

評議員 麻生 渡 久保田 政一〔議長〕 横尾 敬介
(構成員5名中出席3名)

なお麻生評議員は福岡市内よりインターネット回線を用いた会議システムを通じて参加した。

理事長 二宮 雅也
専務理事・事務局長 柴田 雅人

監 事 土岐 敦司 柳澤 義一

評議員候補者 相原 康伸 野村 浩子

事務局 鈴木 均(事務局次長) 大川 昌晴(総務部長)

4. 議 案

第1号議案 評議員4名選任の件
第2号議案 評議員会規則制定の件
第3号議案 倫理規程制定の件

5. 報 告

(1) 第1回理事会における決議事項について
(2) 指定活用団体としての指定の申請に向けた準備状況について
(3) 今後の評議員会の開催予定について

6. 提出資料

資料第1 (一財)日本民間公益活動連携機構(JANPIA)評議員候補者(案)
資料第2 評議員会規則(案)
資料第3 倫理規程(案)

- 資料第4 (一財) 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA) 理事・監事・
会計監査人名簿
- 資料第5 (一財) 日本民間公益活動連携機構 (JANPIA) 事務局幹部名簿
- 資料第6 諸規程
- 資料第7 覚書
- 資料第8 (一社) 日本経済団体連合会から JANPIA への支援について
- 資料第9 JANPIA シンボルマーク
- 資料第10 JANPIA 今後の理事会・評議員会開催予定

7. 議事概要

午後3時開会、二宮理事長が挨拶した後、麻生評議員と他の出席者との間でインターネット会議システムを通じて互いの音声は即時に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様に適時的確な意思表示ができることが確認された。

続いて、二宮理事長の求めを受けて、麻生評議員が以下のとおり評議員としての抱負を述べた。

- (麻生評議員) 今般立ち上がった休眠預金活用制度は、休眠預金を公益的な活動に携わる方々の支援に使う、画期的なものだ。本機構を通じてその仕組みが十分な効果を上げられるよう、評議員の一人として努力したい。

この後、定款第21条に基づき久保田評議員が本会合の議長に選任された。久保田議長は早速、出席評議員は現在数5名中3名で定款第22条に定める決議に必要な出席数を満たしていることを確認し、議事に移った。

なお、定款第25条第2項に基づき、議事録署名人として横尾評議員を選出した。

(1) 議案審議

第1号議案 評議員4名選任の件

資料第1に基づき、柴田専務理事・事務局長より追加の評議員候補者4名について説明がなされた。ここで相原評議員候補者と野村評議員候補者がいったん退室し、久保田議長より本議案の決議による評議員選任の効力は本会合終了後より生じることとするについて提案があり、異議なく承認された。続いて、それぞれの評議員候補者の選任につき審議が行われ、いずれも異議なく可決承認された。

ここで相原評議員候補者と野村評議員候補者が再び入室し、久保田議長の求めに応じて挨拶した。それぞれの挨拶は以下の通り。

- (相原評議員候補者) 機構の社会的意義を高めるよう、評議員として役目を果たしたい。
- (野村評議員候補者) 社会的課題解決の新しい仕組みに関わらせていただく

ことになり、緊張と同時にワクワクしている。私は2014年まで日経グループで記者・編集者をしており、社会起業家の取材も行ってきた。そうした経験から、当機構の立ち上げは意義あるものと考えている。機構の力になれるよう、頑張りたい。

なお、久保田議長より相原・野村両評議員候補者に対し、第1号議案の決議による評議員選任の効力は本会合終了後より生じる旨、説明がなされ、両名ともこれを承諾した。

第2号議案 評議員会規則制定の件

資料第2に基づき、柴田専務理事・事務局長より評議員会規則案について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

第3号議案 倫理規程制定の件

資料第3に基づき、柴田専務理事・事務局長より倫理規程案について説明があり、審議の結果、異議なく可決承認された。

(2) 報告

① 第1回理事会における決議事項について

資料第4から第9に基づき、柴田専務理事・事務局長から、8月31日（金）に開催された第1回理事会で議決された専務理事の選定、事務局長および事務局次長の理事長による任命、諸規程の制定、（一社）日本経済団体連合会との覚書の締結、同覚書に基づく（一社）日本経済団体連合会から機構への支援、ならびにシンボルマークの制定の各事項について報告があった。

これに関する質疑応答は以下の通り。

➤（横尾評議員）シンボルマークに使われている色合いには、何か意味があるのか。

（鈴木事務局次長）デザイナーに要請してよく目立つ配色としてもらった。4色は、「指定活用団体」「資金分配団体」「民間公益活動を行う団体」「預金者たる国民」というこのスキームの4つの主要な主体を表しており、その連携・ネットワークも表している。そして図柄はそれぞれの主体が肩を組み、連携する模様を表現している。

また、二宮理事長と柴田専務理事・事務局長から、9月5日（水）に決議の省略の形式で行われた第1回評議員会および機構の運営に関して、以下の発言があった。

➤（二宮理事長）先般、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」（以下「役員等報酬規程」という。）の制定および同規定の制定以前に常勤

の役員に対する報酬等の支払いを行った件につき、決議の省略の形で第1回評議員会を行い、全評議員の同意を得た。ただ、役員等報酬規程を制定する前に常勤の理事に報酬等の支払いを行ったことや、第1回および第2回評議員会の開催およびその目的事項につき決議した第1回理事会について、評議員への情報提供が不十分であったことに関し、信頼性や透明性の観点から手続き的な改善が必要と感じている。当機構には公正かつ透明な運営が求められていることから、今後の改善に活かしたい。

なお、今般損保ジャパン日本興亜から当機構に総務部長を派遣した。これからも機構の人材の強化を進めていくので、評議員各位には引き続きご協力をお願いしたい。

(柴田事務局長) ただいまの件に関し、事務方の責任者として工夫の余地がなかったものか、責任を痛感している。今後このようなことがないように、気をつけたい。

② 指定活用団体としての指定の申請に向けた準備状況について

資料第10に基づき、柴田専務理事・事務局長より指定の申請に向けた準備状況について説明があった。

これに関する質疑応答は以下の通り。

- (久保田議長) 指定申請期間が10月1日から5日までとはどういうことか。また申請した団体名は公表されるのか。

(鈴木事務局次長) 当機構を含め、指定活用団体になろうとする団体は全て10月1日から5日までの間に申請を行わなければならない。また、指定に関する審議の過程を含め、申請団体名が公表されるのは指定がなされた後になる。

③ 今後の評議員会の開催予定について

資料第10に基づき、柴田事務局長より今後の理事会・評議員会の開催予定について説明があった。

これに関する質疑応答は以下の通り。

- (麻生評議員) 9月21日の次回評議員会の開催場所と時間は。(事務局) 時間は午前10時30分から正午まで、場所は経団連会館4階の403号室で開催する予定である。

以上をもって、インターネット回線を用いた会議システムを使用した第2回評議員会の議事が、終始異状なく全て終了したので、議長は議場にその協力を感じ、午後4時、閉会を宣言した。

上記の議事の経過およびその結果を確認するため、議事録署名人は、次に署名押印する。

2018年9月7日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

議事録署名人（議長）

⑩

議事録署名人（評議員）

⑩

議事録作成者

事務局長 柴田 雅人

以上